

三労発基 0324 第3号
令和3年3月24日

独立行政法人労働者健康安全機構 三重産業保健総合支援センター所長 殿

三重労働局長
(公印省略)

令和3年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の 実施について

労働行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成29年より「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各災防団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

さて、別紙1のとおり全国の昨年1年間の職場における熱中症の発生状況(速報値)を見ると、死亡を含む休業4日以上の死傷者数919人、うち死者数は19人となっています。業種別にみると、死傷者数については、建設業201件、製造業190件となっており、全体の4割強がこれら2つの業種で発生しています。また、死者数は、製造業、建設業、清掃・と畜業の順に多く、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれるほか、入職直後や夏季休暇明けで熱順化が十分でないとみられる事例、WBGT値を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例等も見られます

また、別紙2のとおり、三重県下における令和2年の熱中症による休業4日以上の死傷災害は、速報値で10人となっています。

このため、厚生労働省では、近年の発生状況等を踏まえ、別添の令和3年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱(以下「要綱」という。)のとおり実施いたします。

つきましては、貴団体におかれましても、本キャンペーンの趣旨をご理解の上、傘下会員、事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場の熱中症予防対策が適切に行われますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、事業者への周知や指導に当たっては、十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を実施する等の配慮をお願いいたします。

